

2024年県議会第3回定例会一般質問要旨

(2024年9月24日 午前10時～11時)

たいら行雄

最初は、**鹿児島県警の不祥事問題について**伺います。

今回の鹿児島県警の一連の不祥事について、県内はもとより、全国的に大きなニュースとなっています。その理由は、今回の一連の不祥事問題が、昨年から今年にかけて警察官が起こした非違事件であったことに加え、その犯人が県警の幹部職員であったことなど、通常では考えられない事件であったことが多くの県民の注目を集めました。

そして、この一連の非違事件の中で、最も深刻なのは、叩き上げトップの元生活安全部長が、本県警察署のトップである本部長を名指しで訴えた点にあり、訴えた本人は、現在「情報漏洩」の罪で逮捕、収監されていますが、多くの県民から「情報漏洩ではなく公益通報（＝内部告発）ではないか」との抗議が殺到していますが、現時点において真相は闇の中という状況です。

これに対し鹿児島県警は、組織内部での議論を集中的に行い、早くも先月2日に「再発防止策」をまとめ、県民及び県議会に示しました。そして、本議会においても、それに関連する補正予算の提案が行われており、その内容について議会での判断が求められています。しかしながら、提案されている「再発防止策」には、今回の問題の核心部分にはほとんど触れられておらず、「再発防止策」としては不十分であると言わざるを得ません。その理由は、今回の不祥事問題の核心部分である県警本部長の隠蔽疑惑の真相究明がほとんどなされていないことにあると考えます。この間、鹿児島県警には2000件を遥かに超える抗議や苦情が届いているとのことであり、そのほとんどは、県警本部長の隠蔽疑惑の真相究明と、そのための百条委員会の設置を求める声です。

質 問

- ① そこで伺う一点目は、県警本部は、多くの県民が求めている本部長の隠蔽疑惑の解明と、幹部職員によって起こった事件の「再発防止」について、どのように対処しようとしているのか、本部長の見解をお答えください。

答弁者（警察本部長）

まず、私に対する疑惑につきましては、これまで県警察として事実関係についてご説明してきたところでございまして、また、私への告発に対する鹿児島地方検察庁による不起訴処分や警察庁による調査によって、隠蔽の事実はなかったと判断されているところでございます。

それでもなお、県民の間には未だ疑念が残っていることは承知してございますので、今般策定した再発防止対策を着実に実施し、実績や成果を示し、信頼を勝ち得ていくことで、疑念の解消に努めて参りたいと考えてございます。

また、幹部職員への対策についてでございますけれども、一連の非違事案を受けて策定した再発防止策として4本の柱を掲げてございまして、その中で、幹部職員を含めた全職員に対する職責の自覚や誇りと使命感の醸成のほか、適確な指揮統率と組織的対処を強化するため、県警察全体の最適化の視点に立脚した人材配置・育成に取り組むこととしてございます。

このような取組を着実に実行することによりまして、幹部職員として必要な知見や適性を備え、かつ、高度な倫理観を有する人材を育成するとともに、幹部としての登用を見極めていくことで、幹部職員による非違事案の再発防止に努めてまいりたいと考えてございます。

- ② 二点目は、先月 2 日付でまとめられ、今議会において一部の予算要求が行われている「再発防止策」については、本部長を含む幹部職員についての「再発防止策」が不十分であると考えことから、現在県警察で運用されている内部通報制度の改善や、第三者による「調査委員会」の常設設置など、抜本的改善を求めますが、本部長の見解をお答えください。

答弁者（警察本部長）

県警察の内部公益通報制度につきましては、消費者庁が示したガイドライン、これに基づきまして、「鹿児島県警察内部公益通報処理要綱」を策定いたしまして、秘匿性を確保した上で、内部窓口として監察課への通報に加え、外部窓口として法律事務所に委託をしており、他機関との遜色のない仕組みとなっております。

これを有効に機能させるために、制度の周知のほか、今般、改革推進委員会及び改革推進研究会を創設いたしまして、組織運営上の課題について幅広く職員の意見を反映していく仕組みを整えたところでございまして、風通しの良い職場環境の構築にも努めてまいりたいと考えてございます。

また、第三者の視点の導入につきまして、第三者による「調査委員会」の常設設置は考えておりませんが、再発防止対策の実施に当たりまして、県民の良識の代表である公安委員会から指導を受けつつ、検討課題に応じて外部の有識者・専門家を改革推進委員会に招へいたしまして、御意見を賜る仕組みを導入いたしますなど、抜本的な改善策を講じたところでございます。

再質問①(たいら議員)

元生活安全部長の情報流失問題について、これについては公益通報ではなく情報漏えいであると判断されて、今の状況を迎えておりますけど、何を根拠に判断されたのか、そのことについて伺います。

答弁①(警察本部長)

元生活安全部長の事案のことについて情報漏えいとして取り扱っている理由でございますけれども、本年 5 月 31 日に元生活安全部長を逮捕した事案につきましては、前の刑事部長の氏名、住所、電話番号を問い合わせ先として記載した上で、公表を望んでいないストーカー規制法違反事件の被害女性の実名等を記載した文書を、第三者に漏らしたということでございます。

同文書は、公益通報の要素は認められるものではなく、情報漏えいであることが明らかであったため検挙に至ったものでございます。

再質問②(たいら議員)

その件につきましては、先だっの代表質問でも明らかになったように、今説明いただいたような状況では、やはりですね、これは情報漏えいではなく、公益通報であったのではないかとかなり疑われる部分でありますので、今後はきっちりこの問題についても、しっかり真相究明を進めていく必要があるかと思えます。

続きまして、先程報告にあったように私内部通報制度は不備がある、使えない制度だということと、あともう一つは第三者による調査委員会の必要性を訴えましたけど、やはり今ですね、県民は、先程申し上げられました公安委員会の指導を受けたり、捜査をしていく中で、本部長の責任については一応ないというようなことであったということでしたけれども。

県民、私もそうですけど、やはり身内の捜査だといわざるを得ない、そのように思うんです。

そういう意味では、やはりこのような身内の捜査と思われるのではなくて、きちんと第三者による調査委員会の設置、そういうものについて、しっかり行った上で県民に明らかにしていく必要があるかと思えますが、その点についてはいかががお考えでしょうか。

答弁②（警察本部長）

私どもの警察の見解というのが、なかなか信用いただけないという点につきましては大変反省しているところでありますけれども、少なくとも、例えば私に対する疑惑については、私どもだけが申し上げているわけではなく、鹿児島地方検察庁であるとか、警察庁においても事実確認されていることもございますので、まず事実について、信頼をいただけるような取組をしっかりと進めていくということがまず大事だと考えてございます。

外部の有識者ということにつきましても、繰り返しになりますけれども、公安委員会という制度がございますし、今回、改革推進委員会を設けまして、そこで外部有識者を招へいするという仕組みを設けましたので、ここでしっかり果たしきれると考えてございます。

- ③ 三点目は、霧島市のストーカー事件において、捜査段階で重要な証拠物件である「ビデオ映像」が消去され、結果的にこの事件は証拠不十分で不起訴とされましたが、もしビデオ映像が残っていたら違う結果となったことは否定できないと思われることから、消去した職員の処分について明らかにするとともに、刑法104条にもとづく処分の対象ではないかと考えますが、本部長の見解をお答えください。

答弁者（警察本部長）

この件につきましては、当時の霧島警察署におきましては、当初、ストーカー事案として捉えず、相談をされた被害者への対応に配慮を欠いたところがございます。監察事案として対応していたところでございます。

これを受けまして、当時署長から当該事案の事実確認を行うよう下命を受けた職員が、防犯カメラの設置事業者の協力を得まして、映像データの提供を受けて確認を行い、事案調査に必要な部分を制止画として保存して、それ以外の映像データは消去したというものでございます。

映像データを消去した理由でございますけれども、「監察事案に係る必要な調査が終了したこと」、それから「当該映像データには、事案に無関係の不特定多数の人物や車両が映っておりまして、個人情報保護の観点から不必要なデータは消去する必要があったこと」、それから「防犯カメラの設置事業者に対しまして、映像データを入手する際に「内容確認後、データは消去する。」という旨を伝えていたこと」がその理由でございます。

その後、被害者から告訴状と題する文書が郵送されてきたことから、この時点で捜査の開始を検討した後に、本部長指揮事件として捜査に着手し、事件送付に至ったところでございます。

このことから、霧島警察署が防犯カメラの設置事業者から提供を受けて必要な調査を行った時点においては、当該映像データは、刑事事件に関する証拠としてではなく、監察事案の調査結果に関する映像資料としてのみ取り扱っていたものでございまして、消去した警察職員には、故意が認められないことから、刑法第104条には抵触せず、刑事処分の対象とはならないものと判断しているものでございます。

再質問①（たいら議員）

先程ビデオの消去問題についてですけど、元々この問題については、警察官が犯人であるという風なそういう状況が確かであったという風に思いますけれども、そういう状況であるからこそ、証拠品であるビデオはきちんと残しておく必要があるという風に思うのですけども、それについて、証拠品であるビデオ映像を消去したのは、これは隠蔽の意図はなかったのかどうか、はっきりと申し上げてください。

答弁③（警察本部長）

先程の答弁した内容とも重なるのですが、当該事案を把握した段階ではストーカー事案として捉えておらず、監察事案という風に認識してございましたので、その段階では捜査はまだ開始されておりませんでした。

実際のところ、私自身がこの事案について認知したのは、捜査終結し、検挙した後でございまして、その段階ですでに、警察としては一段落している段階でございましたけれども、その段階で証拠が足らなかったということはございませんでしたので、そういった意味を含めまして、証拠隠滅には当たらないと判断しているところであります。

次は、**川内原発の安全性向上の課題について**伺います。

今年1月1日に発生したM7.6の能登半島地震では、最大震度7の強烈な揺れに襲われ、運転停止中の志賀原発において大量のオイル漏れが発生するなど、大きな被害が発生しました。さらに、先月8日に発生した日向灘を震源とするM7.1の地震は、宮崎県を中心に大きな被害が発生しました。本県においても、震源地に近い大崎町においては、震度5強という強い揺れに襲われ、家屋の倒壊が発生したほか、町役場周辺の広い範囲で液状化が発生し、道路や駐車場などに大小多くの亀裂が入るなど住民生活に多大な影響が生じました。一方、志布志湾に立地する石油備蓄基地においても液状化が発生し、全43基の原油タンクのうち、37基で上部蓋の上に原油が漏れだすなどの被害がありました。幸いにも、漏出量は、いずれも少量であったことから、周辺に被害を与えることなく、ほどなくして拭き取られたとのことでした。しかし、同じく液状化が原因で、施設内の道路が一部損傷するなど、復旧には1カ月程度かかるとのことであり、自然の脅威にただただ立ちすくむばかりです。

このように、ひとたび巨大地震が発生すれば、インフラが寸断され、重要な施設に大きな影響を及ぼすことは明白です。そして心配されるのが、やはり川内原発の安全性です。これまで、本県はもとより、隣県の熊本県や宮崎県で巨大地震が起こるたびに、真っ先に県民の脳裏によぎるのが「川内原発は大丈夫か！」との言葉です。しかも、現在稼働している川内原発1号機は、設計寿命を超えて稼働する老朽原発であり、来年11月には2号機がこれに続きます。したがって、これまで以上に安全性に留意した対応が求められるのは当然です。

質 問

① そこで伺う一点目は、川内原発の周辺における活断層の調査を改めて行い、しっかりと検証する必要があると考えますが、県の見解をお答えください。

答弁者（危機管理防災局長）

川内原発の安全性向上の課題のうち、川内原発の周辺における活断層調査についてでございます。

川内原発の地震対策につきましては、九州電力は、海域活断層の調査などを行った上で、発電所周辺の活断層で想定される地震動のほか、南海トラフで想定される地震なども考慮した評価を実施しております。

また、地盤構造などの地域性の違いや各種観測記録などを検討し、原子力規制委員会から評価を求められている2004年北海道留萌支庁南部地震も考慮した基準地震動を策定しております。

これらにつきましては、新規制基準に基づく厳格な審査を受け、適合していることが原子力規制委員会により確認されております。

能登半島地震に関する知見につきましては、現在、原子力規制委員会が収集しているところであり、今後、新たな知見が明らかになった場合には、同委員会による規制への

取り入れや、九州電力による必要な対応がなされていくものと考えております。

② 二点目は、能登半島地震では、あらゆる道路が寸断され、避難計画そのものが全く機能しない状況でした。このことを教訓に、避難計画の再検討を行う必要があると考えますが、県の見解をお答えください。

答弁者（危機管理防災局長）

続きまして、能登半島地震を踏まえた避難計画の再検討についてでございます。

原子力災害時における避難計画につきましては、UPZ内の関係9市町におきまして、具体的な避難先や避難経路などが規定されており、複数の避難経路をあらかじめ設定しております。

予定していた避難経路が使用できない場合には、県は関係市町等と協力し、必要に応じて代替輸送道路を確保することが、様々な事象を想定した対策とともに、地域防災計画に規定されております。

避難計画については、避難経路や避難先の変更、原子力防災訓練を通じて把握された新たな課題等を踏まえ、各市町において必要な見直しを行ってきております。

県といたしましては、能登半島地震等を踏まえた新たな知見に関する原子力規制委員会等での議論の状況を注視しつつ、県原子力専門委員会の助言・意見も伺った上で、関係9市町等とも連携して、避難計画等につきまして、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

続いて、**平和と安全に係る課題** についての質問に移ります。

まず、馬毛島基地建設に関連する諸問題への対応について伺います。

馬毛島基地建設については、地元住民の生活はもとより、これまで培われてきた農業や漁業に加え、観光業など地元産業に大きな影響を与えています。さらに、地元の建設業者や宿泊関連業者、漁業関連業者など基地関連の事業を担う労働者と、これまで地元産業に従事してきた住民の間で著しい格差が生じており、地元の産業の振興に大きな影響が広がっています。

こうした中、防衛省は9月10日、建設期間の3年延長を県および種子島の1市2町に説明してきました。しかし、これを容認すれば、これまで基地建設によって生じてきた様々な問題が、さらに長期間継続することとなり、住民生活にさらに深刻な影響を及ぼすことは必至であると考えます。事実、直接説明を受けた八板俊輔市長が「本市では、令和5年1月の事業着手前後から、住宅不足や家賃高騰、人材不足、ごみやし尿の処理、治安、駐車場不足、交通安全、医療供給などさまざまな課題が浮き彫りとなりました。…（中略）…工期の延長に伴い市民生活への影響が長引くことが危惧されます」と応じていることから、工事期間の延長を易々と受け入れることは困難と思われま

質 問

① そこで伺います。この市長の発言を民意と捉え、馬毛島基地建設については、防衛省が示す工期延長を受け入れることなく、工事の中止を求めるべきと考えますが、知事の見解をお答えください。

答弁者（知事）

馬毛島の自衛隊施設の整備に係る工期延長についてでございます。

馬毛島における自衛隊施設の整備については、これまでも、地元からは工事関係者の増加による宿泊施設の不足や家賃の高止まり、交通量の増加、治安への不安などの懸念事項をお聞きしております。

国に対しては、工期の延長後においても、引き続き必要な対応を行うとともに、今回の延長について、地元の意向を踏まえ、十分かつ丁寧な情報提供を行うことを求めたと

ころであります。

県としましては、今後とも、地元市町と緊密に連携を図りながら、住民の安心・安全が確保され、また、環境保全措置が適切に講じられるよう、国に対応を求めるなど、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、環境影響評価に基づくマゲシカの生息数について、現時点における個体数は、防衛省の個体数調査結果が示されていますが、これによれば、現在の個体数は、工事前より増えているとのことです。しかし、これまでマゲシカの生息域の森林が悉く伐採されていることや、「多くのシカの死骸を見た」との現地作業員の証言のほか、現場の写真も寄せられており、防衛省の報告そのものの信憑性が問われています。

質 問

- ① そこで伺う一点目は、県は環境省に対して、環境影響評価にもとづくマゲシカの生息数についての実態調査を早急に実施するよう要請することが必要と考えますが、県の見解をお答えください。
- ② 二点目は、仮に環境省の調査によって個体数減少の事実が明らかとなった場合には、直ちに工事を中止し、個体数保持のための対策を講じるよう求めることが必要と考えますが、県の見解をお答えください。

答弁者（環境林務部長）

馬毛島のニホンジカに係る個体数の実態調査についてでございます。

防衛省は、環境影響評価書において、馬毛島のニホンジカの生息環境を確保するため、改変面積を可能な限り抑えるとともに、工事期間中は仮設柵を馬毛島南北に設置し、その西側は改変を行わない保全区域とするほか、島北西部の樹林地と南西部のまとまった草地をシカの生息地の中心として残すなどの環境保全措置を講じることとしております。

その上で、シカの個体数について、生息状況調査を工事期間中及び供用後3年程度行い、生息状況が安定したことを確認するまで年4回の調査を継続するとしており、本年4月、工事着工後初めてとなる推定結果が示されました。

推定結果については、目視調査とセンサーカメラによる調査結果を分析し、個体数を推定しており、この調査手法については、評価書において専門家の意見を踏まえた上で採用されたものであり、県としては、適切なものであると考えております。

なお、環境影響評価は、事業者自らが行うこととされており、馬毛島の自衛隊施設整備にあつては、防衛省が事業者として事後調査等を実施しております。

防衛省は、評価書において、事後調査の結果、事業実施前における各種調査データの変動範囲を外れた状態が継続するなど環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の低減措置の改善を図ることとしております。

県としましては、防衛省の調査手法については適切なものであると考えておりますが、予測には不確実性があるとされていることから、今後とも、シカに係る個体数の調査結果の推移を注視してまいりたいと考えております。

次に、**特定利用空港・港湾の指定問題**について伺います。

政府は、安全保障戦略の一環として、平時から必要に応じて自衛隊及び海上保安庁の航空機や艦船が民間の空港・港湾を円滑に利用できるようにする事を目的に「特定利用空港・港湾」の指定を推し進め、本年4月には、全国の5空港・11港湾が指定されました。そして、今年8月には福井県、熊本県に続き、本県も追加指定されることとなり、これにより全国の特定利用空港・港湾の数は8空港・20港湾となりました。中でも、本県の指定数は全国一多く、鹿児島、徳之島の2空港と、川内、鹿児島、志布志、西之表

、名瀬、和泊の6港湾がその対象となっています。このことから、今回の指定受け入れについて、地元住民を中心に反対の声が上がっています。こうした状況を踏まえ、県としては地域住民の声を真摯に受け止め、受け入れについて知事は、慎重に判断することが求められます。地元住民の反対理由の多くは、この要請を受け入れることにより、自衛隊の航空機や艦船の利用が頻繁になるのではないかと、あるいは自衛隊のみならず米軍も同様に利用することになるのではないかと懸念や不安が払拭できないことにあります。

質 問

① そこで伺う一点目は、政府は県に対して、受け入れることによりどのように変化すると説明しているのか、明らかにしていただくこと。

答弁者（土木部長兼本港区まちづくり総括監）

県においては、昨年11月に国からの説明を受けて以降、不明な点等を確認してきたところであります。

この中で、国からは、円滑な利用に関する枠組みは、民生利用を主とし、自衛隊等の優先利用のためのものでないこと、管理者の権限や運用は変わらないことを確認したところでございます。

特定利用空港・港湾における整備等につきましては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮し、必要となる予算の確保及び事業のより着実な推進に努めることを確認いたしました。

加えて、自衛隊・海上保安庁が各空港、港湾の状況に精通することで、災害対応時に迅速に対応でき、能力を最大限に発揮することが期待できることを確認したところであります。

これらの国の説明を受け、県といたしましては、特定利用空港・港湾となることで、必要な整備が着実に行われることや、半島や多くの離島を有する本県において、災害時における迅速な対応が期待できると考えているところでございます。

再質問(たいら議員)

特定利用空港・港湾の問題について、今土木部長から説明がありましたけれども、県は県民に対する情報提供というのが私は不十分だと思います。

例えば、高知県では、高知県は自ら防衛省に文書で質問し、そして文書での回答をもらって、それを県民に知らせています。さらにはですね、それに基づいて何ページかのQ&Aというもの等も作成し、ホームページ等でも促している状況ですけれども、県もこのように丁寧な対応をすべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

答弁者（土木部長兼本港区まちづくり総括監）

県民に対する丁寧な情報発信についてのさらなるお問い合わせでございました。

特定利用空港・港湾に関する考えにつきましては、既に国がQ&Aを作成し公表の上、周知を図っているところでございます。

また、県といたしましても、特定利用空港・港湾に対する県の考え方等についてホームページに公表しているところであります。

県といたしましては、これまでの国との協議経緯等について県のホームページに掲載するなど、更なる県民への周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

② 二点目は、政府は県に対して、米軍の軍用機や艦船などの利用について、どのように説明しているのか、明らかにしていただくこと。

3-4 特定利用空港・港湾における米軍の利用について

答弁者（土木部長兼本港区まちづくり総括監）

国は、今回の枠組みは、国とインフラ管理者との間で設けられるものであり、米軍が本枠組みに参加することはないとしております。

続いて、**さつま町への弾薬庫建設問題**について伺います。

政府・防衛省は昨年、さつま町への弾薬庫の整備可否を検討するための適地調査を公表しました。この突然の公表に対して地元住民は、「有事の際に真っ先に狙われる危険性を伴う弾薬庫の建設に断固反対」との運動に立ち上がっています。そしてその後、政府・防衛省は、今後の計画について、本年6月から測量調査などを行うと公表していることから、現時点においてその作業が進められているものと思われま

質 問

- ① そこで伺う一点目は、弾薬庫建設に係る調査をはじめとする本計画の進行状況について明らかにしていただくこと。
- ② 二点目は、先ほど述べたように、弾薬庫をはじめとする軍事施設については、有事の際に真っ先に狙われることは必至であり、近くには川内原発が立地していることなどを考慮すれば、建設地として不適地であることは誰が見て明らかです。よって、地元住民から建設反対の声が上がるのは至極当然のことです。この状況を知事はどう考え、対処しようとしておられるのか、見解をお答えください。

答弁者（危機管理防災局長）

平和と安全に係る課題のうち、まずは、さつま町への火薬庫建設についてでございます。

さつま町における火薬庫の整備に係る調査等につきましては、国は、整備を検討している中岳とその周辺において、地形等を把握するための航空測量調査を6月から8月にかけて実施したところです。

また、国におきましては、今後、令和8年3月頃にかけて、地盤の強度等を確認するための土質調査、動植物の生息状況や大気質等を調べる環境調査などを実施するとしております。

県としては、防衛施設の整備に当たりましては、住民の間に不安や懸念が生じることがないように、今後とも、国に対し、地元への丁寧な情報提供に努め、十分な説明責任を果たすよう求めてまいりたいと考えております。

続いて、**政府及び防衛省による自衛隊への名簿提供**について伺います。

いま、学校教育現場での体験学習や各種イベントなどで自衛隊への勧誘活動が行われるなど、様々な形で隊員募集の取り組みが行われています。本県においても、市町村レベルで18歳（高校3年生）をはじめとした若者の名簿提供が行われ、自衛隊からハガキや資料が届いており、このことを憂慮する保護者から、不安の声が寄せられています。このような状況を踏まえ、以下の点について伺います。

質 問

- ① 一点目は、政府および防衛省は、自衛隊法97条1項および自衛隊法施行令120条を根拠に、各自治体に名簿提出を求めていると聞いていますが、これらの法令は根拠となるのか、県の見解をお示しく
- ② 二点目は、要請を受けた自治体は、政府および防衛省の要請に従う義務があるのか、県の見解をお示しく

答弁者（危機管理防災局長）

続きまして、自衛官等の募集事務に関する資料の提出についてでございます。

自衛官等の募集事務につきましては、自衛隊法に基づき、県及び市町村が、法定受託事務として、その事務の一部を行うことになっております。

同募集事務に関する資料の提出につきましては、令和2年12月の閣議決定を受け、令和3年2月に発出された、防衛省及び総務省連名の通知におきまして、「自衛隊法第97条第1項に基づく、市区町村の長の行う自衛官等の募集に関する事務として、同法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができる」とされております。

また、国によりますと、市区町村による資料の提出につきましては強制されるものではないとのことでございます。

次に、**医療費助成制度の改善および学校給食費の無償化** について伺います。

まず、**子ども医療費助成制度** についてです。

県は、子ども医療費の窓口無料化について、現行の自動償還払いを見直し、現物給付制度を来年度から未就学児に限り実施することを表明していますが、これでは極めて不十分な対応と言わざるを得ません。これまで再三にわたって申し上げてきましたが、県民の多くが要望しているのは、少なくとも中学校卒業までの現物給付であり、われわれ日本共産党は高校卒業までの窓口無料を求めているところです。現在、鹿児島市、霧島市、始良市、徳之島町の3市1町を除いた9割の市町村(39市町村)が、中学校卒業、あるいは高校卒業まで窓口無料を実施しており、鹿児島市は、来年4月から中学校卒業まで現物給付を行うための予算措置を、この9月議会で提案しているとのことから、その実施に向けて検討することが求められています。

質 問

- ① そこで伺う一点目は、県が来年4月からの開始をめざす子ども医療費助成制度について、現行制度と比較して、県の負担額の増加をどの程度見込んでおられるのかお答えください。
- ② 二点目は、改めて中学校卒業までの現物給付の実施を検討していただきたいと考えますが、県の見解をお答えください。
- ③ 三点目は、各市町村が行っている子ども医療費の助成制度について、脆弱な市町村の財政状況に鑑み、現在県が行っている自己負担3000円の制度を廃止すべきと考えますが、県の見解をお答えください。

答弁者（子ども政策局長）

医療費助成制度の改善および学校給食費の無償化についてのうち、子ども医療費助成制度についてでございます。

新たな子ども医療費助成制度における県の財政負担を、自動償還払い方式から現物給付方式へ移行した他県の例を参考に試算した結果、現行制度と比較し、年間で約9千万円増加すると見込んでいます。

新たな制度における対象年齢については、未就学児が、成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることや、小中学生と比べ、医療機関を受診することが多く、医療費の負担も大きいこと、子育て支援については総合的な対策が必要であり、当該制度以外にもライフステージごとに取り組む課題もあること、また自主財源が乏しい本県の財政構造もあります。

以上のようなことを勘案し、限られた財源を子育て支援の様々な重要な施策に有効に活用するために、新たな制度においては、支援の必要性が特に高い未就学児を対象とすることといたしました。

自己負担については、自動償還払い方式から現物給付方式へ移行した他県を参考に試

算した結果、課税世帯の未就学児を対象とした現物給付方式の導入における県の新たな財政負担は、現行どおりの自己負担を徴する場合、約9千万円、自己負担を徴しない場合、約7億8千万円と見込まれました。

子育て支援については、総合的な対策が必要であり、子ども医療費助成制度以外にもライフステージごとに取り組むべき課題もあります。また自主財源が乏しい本県の財政構造もあります。

以上のようなことを勘案し、限られた財源を子育て支援の様々な重要な施策に有効に活用するため、今回の県の制度見直しにおいては、現行どおりの自己負担を徴することとしたものでございます。

対象年齢や自己負担額の見直しについては、受診機会の増加等に伴う県の負担増が見込まれることから、当面、新たな制度をしっかりと運用しつつ、運用状況や県負担額の状況等を踏まえる必要があると考えております。

- ④ 四点目は、厚労省は、長年にわたって実施してきた国民健康保険制度における減額調整措置（＝国保ペナルティー）を2024年4月から廃止しましたが、同じ国保制度である「保険者努力支援制度」における子ども医療費の適正化等に係る指標で、窓口での支払いを設ける市町村に対し、加点する措置等を講じました。しかしこの措置は子ども医療費の窓口負担を復活させる動きと考えられることから、県の見解をお示しくください。

答弁者（保健福祉部長）

国保保険者努力支援制度における子どもの医療の適正化等に係る評価指標についてでございます。

国保保険者努力支援制度は、被保険者の健康の保持増進や医療の効率的な提供の推進など医療費適正化に向けた取組等を支援するため、努力を行う保険者に対して、客観的な指標ごとに配点された点数を算定基礎として交付金を交付するものであります。

国は、同支援制度で「地方単独事業として実施している子どもの医療費助成制度について、年齢にかかわらず、外来で医療機関を受診する際、窓口での支払いが必要な制度としている場合」等の評価指標を新たに設定いたしました。令和6年度の実施状況が該当する場合には令和7年度に点数を加算するとしたところであります。

この評価指標は、子どもにとって真に必要な医療の提供・確保や医療保険制度の規律維持等の観点から、子どもの医療の適正化等に向けた保険者の取組を促すために設けられたものと承知しております。

続いて、**重度心身障害者医療制度への所得制限**について伺います。

本年7月から新たに開始された、重度心身障害者医療制度の自動償還払いに伴って導入された所得制限については、障害者の社会復帰（貢献）と受療意欲を削ぐものであり極めて問題であると考えます。特に対象者が多い鹿児島市では、障害者1級の認定を受けながらも、懸命に働く障害者の方からは悲壮な声が上がっています。ここで、制度変更直前に、日本共産党鹿児島市議団宛に届いた所得制限を撤廃して欲しいと願う障害者の方からの切実なメールを紹介します。

「先日、市から1通の手紙が届きました。内容は、大まかに書くと『医療費の助成に7月から所得制限を設けます。つきましては、所得を調査するので了承の署名をして返書して欲しい。返書しないなら助成証は出さない』というものでした。こんな話が進んでいるとも知らずに、私は驚きと強制的なやり方に疑問を持ったのです。私は仕事をしながら透析治療をしています。仕事をしているので治療は夜6時頃からです。帰りは、かなり遅くなりますが、社会に役立てる人間になりたい。透析をしてもやれるんだということを証明したいと必死に頑張っています。身体がきつくないわけではありませ

ん。朝起き上がるのも辛く、仕事もしんどい時もあります。それでも気持ちを奮い立たせて食らいついています。そんな中、助成に所得制限が始まることを知り、『働いている私たちは働いていない人たちと区別されるのか。必死で頑張っているのに働かない方がいいということなのか！』と本当に悔しく、悲しくなっていました。意欲さえ無くなります。所得制限、もうスタートまで日がありませんが、どうにかやめていただけないでしょうか。」というものでした。

この7月から県がスタートさせた所得制限は、このように必死で頑張っている障害者の尊厳と人権を蔑ろにするものであり、行政としてあるまじき行為と言わざるを得ません。しかも、鹿児島市の場合、助成対象外となるのは、本年5月時点で504人、令和5年度の助成額は全体で約1億250万円、一人当たり約20万4千円となるとの議会答弁が行われています。

質 問

- ① そこで伺う一点目は、今回、鹿児島市の例を紹介したが、県全体として助成対象から外れる障害者の人数を明らかにしていただくこと。
- ② 二点目は、このような現状を知事はどのように認識されますか。知事の見解をお示しください。
- ③ 三点目は、重度心身障害者の尊厳と人権に関わる所得制限については、早急に撤廃するよう強く求めますが、知事の見解をお示しください。

答弁者（保健福祉部長）

重度心身障害者医療費助成制度に係る所得制限についてでございます。

重度心身障害者医療費助成の受給資格者約43,000人のうち、所得制限により本年7月から助成の対象外となった方は、950人であります。

重度心身障害者医療費助成制度については、支給方式の変更や支給対象の追加等に伴い、県及び市町村の財政的な負担増が見込まれることから、持続可能で安定的な制度として継続していくため、42都道府県で所得制限が導入されている状況も参考に、相当程度の収入のある方については、本制度の対象外とする所得制限を導入する案をとりまとめたところであります。

その後、市町村、障害者団体等で構成する関係者会議において了承いただき、本年7月から所得制限を含む新制度を開始したところであります。

なお、所得制限における相当程度の収入とは、特別障害者手当に準じて、例えば、扶養親族が2人で、世帯の生計中心者が受給者本人の場合は613万円程度、生計中心者が配偶者の場合は880万円程度となります。

相当程度の収入があり、本制度の対象外となった方については、これまで生じなかった医療費の負担が生じている状況にあることは認識しておりますが、本制度を持続可能で安定的な制度として継続していくためには、一定の所得制限は必要なものと考えております。

再質問（たいら議員）

知事に再質問いたします。

医療費助成制度のところにおける重度心身障害者の所得制限について伺います。

知事は、去る7月の県知事選挙において、二期目の当選を果たされました。そのときに、その要因は選挙戦における知事の県民の訴え、いわゆる公約があるというふうに思っています。そして知事は、ある医療団体の推薦を巡って「〇〇団体の推薦をもらうより、私は県民の命を守りたい」と熱弁し、満場の拍手を受けたと聞いています。であれば、この公約を実践していただくために、せめて重度心身障害者医療制度の所得制限を知事の権限で撤廃していただきたいと強く求めますが、知事の見解をお願いします。

答弁者（知事）

重度心身障害者の医療費助成制度については、前回の県知事選において、今回実現しようとしている自動償還払い方式への変更ということを実現をするところまででございます。この制度を持続的で安定的なものとするためには、さきほど部長から答弁申し上げましたとおり、相当程度の収入のある方について所得制限を設けることはやむを得ないものと考えております。

次に、**学校給食費の無償化**について伺います。

本県における学校給食費の無償化については子育て支援を目的に、2024年4月現在、全市町村立小中学校の児童生徒を対象に、22の市町村で無償化が実現しており、5割を超える状況となっています（51%）。また、一部負担も2市町あり、高い実施率となっています。これは、厳しい財政状況に置かれている本県市町村が、子育て重視の施策に真剣に取り組んでいる姿勢の表れであると考えます。

一方、残りの19市町村については、今後の取り組みを期待するところですが、市町村の脆弱な財政状況を考えれば、早急に県の支援が必要であると思われまます。そもそも、小中学校は義務教育であり、現行憲法の下においては、全ての児童生徒が等しく制度を享受する権利を有しており、地域差が生じている現状の改善を進めることは行政の責務であり、国と県の努力が求められるところであると思われることから、

質 問

国に対して、全ての小中学校を対象とする学校給食費の無償化について、早急に実施することを求めるとともに、国が実施するまでの間は、県が代わって行うことが必要と考えますが、県の見解をお示してください。

答弁者（教育長）

学校給食費については、学校給食法に基づき保護者負担とされていますが、学校設置者である市町村においては、その実情に応じて、学校給食費の無償化や負担の軽減を行っているところです。

無償化を行っている22市町村以外の21市町村についても、準要保護世帯への給食費全額補助や定率又は定額補助、並びに物価高騰等の補助等を実施しています。

学校給食費の無償化については、県単独で実施した場合、年間で約70億円が必要と試算しており、財源確保が課題となるところです。

県としては、自治体の財政力の違いにより格差が生じることがないように、国の責任において全国一律に必要な措置を講じるよう、引き続きさまざまな機会を通じて要望してまいります。

続いて、**本県の最低賃金の大幅引き上げに向けた施策**について伺います。

本県における今年度の最低賃金は、国の中央最賃審議会が答申した目安額より6円高い56円のアップ額で確定した結果、953円となり10月5日から施行されることになりました。一方、全国一のアップ額を引き出した徳島県は、目安額より34円高い84円を獲得し、本県より27円高い980円となった。その最大の要因は、徳島県の後藤田正純知事が、地元の最低賃金審議会の場で、異例の意見陳述を行ったことにあります（別紙1．後藤田知事の意見陳述参照）。確かに、物価高騰が続く昨今の状況においては、最低賃金を大幅に引き上げることは至極当然のことであり、地元の若者の県外流出を食い止めるとともに、地域の活性化を促すためにも、地域間格差を是正していくことが求められます。しかしながら、同時に中小企業への抜本的かつ強力な支援を行う事も忘れてならない重要な視点です。今回の後藤田知事の意見陳述については、具体性には欠けるとはいえ、中小企業への県の支援を行うことも同時に盛り込まれている点において、高く評

価できるものであることは間違いありません。そこで伺います。

質 問

このような状況を踏まえ、最低賃金の引き上げにあたっては、知事の考え方と具体的努力が極めて重要であると考えますが、知事の見解をお答えください。

答弁者（知事）

最低賃金引上げについての私の考え方と努力についてでございます。

最低賃金は、国の中央最低賃金審議会において、都道府県の経済実態に応じてA、B、Cの3ランクに分けて引上げ額の目安を提示し、各地方最低賃金審議会は、この目安額を参考にしつつ、地域における労働者の生計費及び賃金並びに事業者の支払い能力の3つの要素を考慮して、労働局長に答申を行うこととなっております。

徳島県知事は、同県の令和3年度の一人当たり県民所得が全国で8番目に位置している一方で、最低賃金が下から2番目に位置している状況について、県民所得や給与の水準、地域の経済状況を十分に反映していないとの考えから、徳島地方最低賃金審議会に対し、最低賃金引上げに向けた要請をされたものと承知しております。

本県の令和3年度の一人当たり県民所得は、全国で42番目に位置しており、来月から適用される最低賃金の953円は、全国39位となっていること等を踏まえると、本県の最低賃金は、本県の経済状況から乖離したものとはなっていないと考えております。

また、ここ数年の本県における最低賃金の引上げ額は、国の示した目安額を上回っております。この結果、本県の最低賃金は、全国平均との差が縮小してきているとともに、福岡県を除く九州各県とも同水準になっております。

一方で、県内企業の大半を占める中小・小規模事業所の多くは経営基盤が脆弱であり、原油価格・物価高騰や労務費等の適正な価格転嫁がなされていないこと等により、厳しい経営環境に置かれていると認識しております。

県としては、引き続き、生産性と付加価値の向上等による企業の稼ぐ力の向上や、価格転嫁の円滑化に取り組むとともに、国に対して、中小企業が賃上げを行いやすい環境整備を推進するよう、政労使会議や県開発促進協議会等の様々な機会を通して要望を行うことにより、賃上げに結びつくような事業環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

***以降の質問は、時間の関係で要望とし、委員会審議で行いました。**

最後に、**奄美地方の台風襲来による農作物被害とその救済**について伺います。

先月27～28日にかけて襲来した台風10号の被害も覚めやらない中、連続して台風13号の襲来を受けた奄美地方では、停電によるインフラ被害が長期に渡るなど、住民生活に大きな影響を与えました。中でも喜界島では、停電が5日間も続いた集落があったとのことで、夏場の猛暑の中でクーラーが使えず熱中症の危険に晒されたことや、冷蔵庫が使えず保存していた食材の全てを廃棄する事態が発生するなど、大変な日々であったとの住民の声が寄せられました。さらに、国内のゴマ生産の7割を占めている喜界島。その特産品であるゴマ畑が、ほぼ全滅の状況であるとの相談を受け、先週16日に日本共産党田村貴昭衆議院議員と一緒に、喜界町の被害状況を直接確認してきました。

今回協力をいただいたゴマ農家の方は70歳。これまで10年間ゴマの栽培を行ってきたが、今回は2回目の壊滅的被害であったとのことで、如何に今回の台風10号の威力が凄かったかが想像できました。約50m四方の畑には、あと僅かで収穫できるほどに育ったゴマが無残にもなぎ倒され、壊滅状態であることが確認できました。被害はこの畑だけで約70万円。ほかに3つの畑にもゴマを植え付けたそうですが、同様の被害であったことから、被害総額は約300万円に上るとのことでした。

一方、同じく協力をいただいた71歳のサトウキビ農家においては、被害の程度はゴマ農家ほど深刻ではありませんでしたが、今回は台風10号と13号のダブル襲来によって折れてしまったキビが数多く発生したとのことでした。サトウキビは、風によって倒れた場合でも収穫は可能ですが、折れてしまえば収穫ができなくなるとのことでした。今回の2つの台風は、風向きがそれぞれ逆方向であったため折れてしまったもので、今年の収穫量は激減するだろうとのことでした。

しかしながら、今回訪問した2件の農家は氷山の一角であり、喜界島の殆どの農家が同様の被害を被っている事は明らかであり、昨今の物価高騰などとも相まって、日常生活に多大な影響があることは間違いありません。

質 問

- ① そこで伺う一点目は、現時点において、ゴマの被害に対する支援措置については、行政からの周知が乏しく、この農家も支援について全く知らず途方に暮れていたことから、日本一の産地である喜界島のゴマ産業を守るための具体的支援措置をお示しく下さい。
- ② 二点目は、喜界島に限らず、本県のサトウキビ農家の共通の要望として上がっているハーベスタ機器の更新や修理に対する支援の現状と今後の展望について、県の考えをお示しく下さい。